各地方農政局生産部長 北海道農政部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

(農林水産省※1)政策統括官付穀物課長

水稲の適切な栽培管理に向けた技術指導の徹底について

気象庁の情報によると、7月初めから東北地方南部及び関東地方等において、日照時間が少なく、気温が平年より低い状態が続いている。

また、7月18日に気象庁が発表した向こう1ヶ月の天候の見通しによると、東日本太平洋側を中心に、日照時間が平年並みか少ないと見込まれている。

本年のこのような天候を踏まえ、既に日照不足及び低温等に係る指導を行っている都道府県 もあると承知しているが、これから本格的に減数分裂期や出穂期を迎えるに当たり、必要とな る都道府県においては、本年産水稲の品種や地域ごとの生育状況、気象データの見通し等の把 握に努め、品種・地域ごとに影響の受けやすい時期が異なることにも留意した上で、現場にお いて適切な指導が行われるよう一層の技術指導の徹底を図られたい。

具体的には、「農業技術の基本指針」(令和元年6月改定)(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/rlsisin.html)を踏まえ、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、〔貴局管内の都府県に対し、〕技術指導の徹底を図られたい。

施行注意:1 ※1は、各農政局宛ては除く

2 []は、各農政局宛てのみに記載とする。

○ 水稲

- 1. 施肥・防除対策
 - (1) 日照不足による軟弱徒長気味の生育が見込まれる場合は、穂肥については葉色、生育診断等に基づき適期適量の施用を実施することとし、窒素質肥料の過剰施用を避ける。
 - (2) いもち病の防除については、種子消毒の徹底や予防粒剤の施用等により生育初期の 予防に努めることが重要であるが、感染好適日が続き、上位葉への葉いもち病勢の進 展及び穂いもちへの移行が懸念される場合には、雨の切れ間等をねらい、防除適期を 逸しないように適切な追加防除を実施する。

2. 用水管理による低温被害軽減対策

(1) 幼穂形成期から出穂期までの冷害危険期において、低温(日平均気温が20℃を下回る日が長期間続く場合や、短期間でも17℃を下回る場合)が予想される地域では、幼穂形成期に10cm 以上、穂ばらみ期には20cm 程度の水深を確保することを基本に、生育進度に合わせた深水管理に努める。

登熟期は間断かんがいにより根の活力を維持し、高次分げつを含め登熟の向上を図る。その際、登熟期の気温、気象条件に即応した通水間隔や落水期を決定することとし、早期落水は厳に抑止する。

収穫に当たっては、出穂後の積算平均気温を目安に、ほ場毎の登熟状況を観察し、 適期刈取りを実施する。

(2) 中山間地等用水温が低い地域においては、用水温、水田水温、気温を事前に測定するとともに、昼間止水夜間かんがい等により水田の水温及び地温の確保に努める。